

次期外来医療計画（第8次後期）の策定について

令和8年8月6日

健康福祉局 医療政策課

外来医療計画について

概要

- 外来医療計画とは、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第10号の規定に基づく、医療計画における「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を定めたものである。
- 都道府県は、二次医療圏その他当該都道府県の知事が適当と認める区域(以下「対象区域」という。)ごとに、協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ協議を行い、その結果を取りまとめ公表。
- 令和元年度中に各都道府県において外来医療計画を策定し、令和2年度から取組を進めている。令和6年度以降は3年毎に外来医療計画を見直すこととしている。

外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項 (法第30条の18の4)

① 外来医師偏在指標を踏まえた外来医療に係る医療提供体制の状況

診療所の医師の多寡を外来医師偏在指標として可視化。外来医師偏在指標や医療機関のマッピングに関する情報等、開業に当たって参考となるデータを公表し、新規開業希望者等に情報提供。

② 外来機能報告を踏まえた「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」(紹介受診重点医療機関)*

③ 外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進

病床機能報告対象医療機関等が都道府県に外来医療の実施状況を報告(外来機能報告)し、「地域の協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議。「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化。

④ 複数の医師が連携して行う診療の推進

⑤ 医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用

地域ごとの医療機器の配置状況を可視化し、共同利用を推進。

⑥ その他外来医療に係る医療提供体制を確保するために必要な事項

* 令和4年4月施行

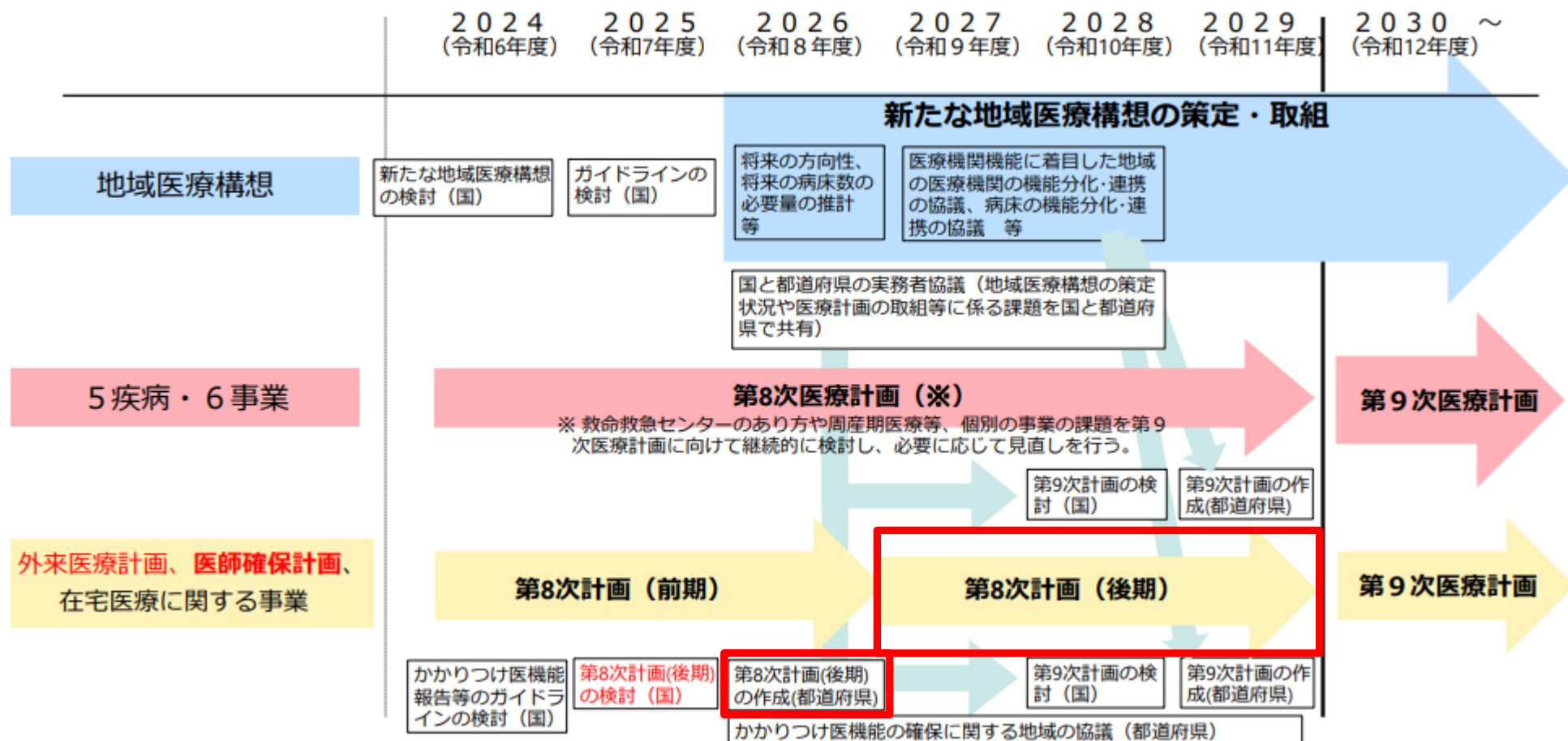
外来医療の協議の場 (外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン)

(区 域) 二次医療圏その他当該都道府県の知事が適当と認める区域

(構成員) 診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者

(その他) 地域医療構想調整会議を活用することが可能

計画期間について



国ガイドライン（第8次後期）について

外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン（第8次後期）について（案）

令和8年1月16日

第9回地域医療構想及び医療計画等に関する検討会 資料3

第8次後期ガイドライン 構成

1. はじめに

- 1-1. 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する考え方
- 1-2. 外来医療計画の全体像
- 1-3. ガイドラインの位置づけ

2. 外来医療計画の策定を行う体制等の整備

- 2-1. 都道府県の体制
- 2-2. 外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場
- 2-3. 外来医療計画策定のプロセス
- 2-4. 外来医療計画の策定スケジュール

3. 外来医療計画の策定及び実施に必要なデータの収集、分析及び共有

4. 外来医師偏在指標と外来医師多数区域・外来医師過多区域の設定

- 4-1. 区域単位
- 4-2. 外来医師偏在指標
- 4-3. 外来医師多数区域の設定
- 4-4. 外来医師過多区域の設定

5. 外来医療提供体制の協議及び協議を踏まえた取組

- 5-1. 外来医師多数区域における取組
 - 5-1-1. 新規開業者等に対する情報提供
 - 5-1-2. 外来医師多数区域における新規開業者の届出の際に求める事項
 - 5-1-3. 現時点で不足している外来医療機能に関する検討
 - 5-1-4. 合意の方法及び実効性の確保
 - 5-1-5. 患者や住民に対する公表
 - 5-1-6. 各医療機関での取組
- 5-2. 外来医師過多区域における取組
 - 5-2-1. 新規開業者等に対する情報提供
 - 5-2-2. 新規開業者の届出の際に求める事項
 - 5-2-3. 現時点で不足している外来医療機能に関する検討
 - 5-2-4. 合意の方法及び実効性の確保
 - 5-2-5. 患者や住民に対する公表
 - 5-2-6. 各医療機関での取組

6. 医療機器の効率的な活用に係る計画

- 6-1. 医療機器の効率的な活用に関する考え方
- 6-2. 協議の場と区域単位
- 6-3. 医療機器の効率的な活用のための検討

7. 外来機能報告

8. 外来医療計画の実行に関するPDCAサイクル

9. 留意点

①計画策定に向けた体制整備

都道府県が、外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場を設け、国から提示する外来医療計画の策定及び実現に必要なと考えられるデータ等を活用し、外来医療計画を策定する。

②外来医師多数区域の設定

外来医師偏在指標を用い、外来医師多数区域及び外来医師過多区域を設定する。

③外来医師多数区域における新規開業者への取組

外来医師多数区域の可視化や地域で不足している医療機能の情報提供を行い、診療所の開設希望者に対して、地域で不足している医療機能の提供を担うことを求める。

④外来医師過多区域における新規開業者への取組

外来医師過多区域の可視化や地域で不足している医療機能の情報提供を行い、診療所の開設希望者に対して、地域で不足している医療機能の提供を担うことを求める。要請に従わない医療機関への対応として、医療審議会での理由等の説明の求めや勧告・公表等を行う。

⑤医療機器の共同利用

地域の医療機器の配置状況を可視化し、外来医療に係る協議を通じて、医療機器の共同利用を推進し、人口減少に対応した効率的活用と共同利用計画の整備を図る。

国ガイドラインで変更があった主なポイント

項目	内容	本県の対応
外来医師過多区域の設定【新規】	・<u>地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握を行うために、診療所の医師の多寡を可視化した外来医師偏在指標を踏まえ、外来医師多数区域のうち、一定数値を超える地域を外来医師過多区域として設定する。</u> ・外来医師過多区域は、国が候補地域を示し、該当都道府県が地域の実情を踏まえ候補地域内で設定する。	<u>該当なし</u> ※本県は外来医師過多区域の該当なし
外来医師過多区域における新規開業者への取組【新規】	・<u>外来医師過多区域における新規開業希望者に対して、医療法に基づき、開設6ヶ月前までに事前届出を求め、地域で不足する医療機能の提供を担うことを要請することができることとなった。</u> ・また、要請に応じなかった医療機関に対して、医療審議会での理由等の説明を求め、状況に応じて勧告・公表、保険医療機関の指定時期の短縮等、新規開業者への対応が強化された。	<u>該当なし</u> ※本県は外来医師過多区域の該当がないため、影響なし
地域外来医療の公表【新規】	・<u>地域において特に必要とされる外来医療に関する事項を、二次医療圏その他知事が適当と認める区域ごとに設ける外来医療の協議の場において、関係者との協議を行い、その結果をとりまとめ公表、周知する。</u>	<u>実施済</u> ※不足する外来医療機能に係る協議と併せて地域医療構想調整会議で実施済
外来医師偏在指標の再計算	・<u>国において、患者流出入に基づく増減を反映させて再計算された。</u>	<u>広島・広島西・呉が外来医師多数区域に該当</u> ※現行計画と同様

国ガイドラインを踏まえた対応方針（案）

国のガイドラインを踏まえ、次期計画策定に向けての基本方針は次のとおりとする。

- （１）計画の目的、基本的な方向性は現行計画を引き継ぐこととする。
- （２）本県は、外来医師過多区域には該当がないため、新規項目の追加は行わない。
- （３）その他、現行計画策定時からの状況変化等を踏まえ、修正の可否を検討する。

【スケジュール（案）】

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保健医療計画部会	【第1回】 概要説明		【第2回】 骨子案		【第3回】 素案			【第4回】 改定案
（医療政策課）	「外来医療機能に関するアンケート調査」実施		提供					
地域医療構想 調整会議			外来医療機能に関する意見調整		反映			

現行の外来医療計画の主な内容①

1 外来医師偏在指標について

- ・地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握が可能となる指標として設定
- ・厚生労働省が定めた算定式を用いて全国で統一的に算出

2 外来医師多数区域の設定

- ・外来医師偏在指標の値が全二次保健医療圏の中で上位33.3%に該当する二次医療圏を「外来医師多数区域」に設定

【現行計画の外来医師偏在指標・多数区域】

医療圏名	外来医師 偏在指標	全国順位 〔355圏域中〕	多数区域 〔上位33.3%〕	外来標準化 受療率比	診療所外来 患者数割合
全国	112.2	—	—	1.000	75.5%
広島県	123.4	—	—	1.014	78.4%
広島	139.2	19	多数区域	0.973	82.0%
広島西	119.9	63	多数区域	1.042	82.3%
呉	128.1	36	多数区域	1.112	75.0%
広島中央	106.4	126		0.976	77.6%
尾三	106.6	123		1.110	71.0%
福山・府中	100.2	165		1.016	74.1%
備北	102.3	153		1.152	72.6%

現行の外来医療計画の主な内容②

3 地域で不足する外来医療機能

・外来医療の中心的な役割を担っている市郡地区医師会や外来患者に最も身近な基礎自治体である市町に対して実施したアンケート調査の結果や国から示された各種データを元に、各圏域の地域医療構想調整会議における協議結果を踏まえて、二次保健医療圏ごとに「不足する外来医療機能」を設定・公表

【現行計画の不足する外来機能】

圏域名	初期救急	在宅医療	学校医	予防接種	健康診断	その他
広島	●	●	●		●	
広島西	●	●	●			
呉	●	●	●			
広島中央	●	●	●			
尾三	●	●	●	●	●	
福山・府中	●	●	●	●	●	検死
備北	●	●	●		●	へき地の医療

現行の外来医療計画の主な内容③

4 診療所の新規開設に係る手続き（外来医師多数区域）

- ・外来医師多数区域においては、新規開業希望者が保健所に開設届を提出する際に、「地域で不足する外来医療機能」を担うことについての合意の有無及び合意内容に関する申出書の提出を求め、地域医療構想調整会議で確認を行う。
- ・合意がない場合や申出書の提出がない場合、地域医療構想調整会議に報告し、必要に応じて出席を求める。
- ・また、外来医師多数区域以外の区域における新規開業者の手続きについては、地域の実情に応じて外来医師多数区域と同様の対応を求めることができる。

5 新たに医療機器を購入・更新する場合の手続き（全圏域）

- ・新規購入希望者が保健所に許可申請書を提出する際に、医療機器の共同利用を行うことについての有無及び具体的内容に関する「共同利用計画書」の提出を求め、地域医療構想調整会議で確認する。
- ・共同利用を行わない場合や共同利用計画書の提出がない場合は、地域医療構想調整会議に報告し、必要に応じて出席を求める。

6 紹介受診重点医療機関

- ・外来機能報告の結果を踏まえ、「地域の協議の場」において協議を行い、紹介受診重点外来※を地域で基幹的に担う医療機関として明確化された医療機関を「紹介受診重点医療機関」として公表

※紹介受診重点外来とは

- ・医療資源を重点的に活用する入院前後の外来（悪性腫瘍手術の前後の外来等）
- ・高額等の医療機器・設備を必要とする外来（外来化学療法、外来放射線療法等）
- ・特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来等）

紹介受診重点医療機関一覧（R8.4.1現在）※県HP掲載

No	医療機関名称	公表日	廃止日	一般病床数 200床以上	備考
1	地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立広島市民病院	令和5年8月1日		○	
2	医療法人あかね会土谷総合病院	令和5年8月1日		○	
3	国家公務員共済組合連合会広島記念病院	令和5年8月1日		○	
4	翠清会梶川病院	令和5年8月1日			
5	広島赤十字・原爆病院	令和5年8月1日		○	
6	県立二葉の里病院	令和5年8月1日		○	R7.4.1
7	広島大学病院	令和5年8月1日		○	
8	県立広島病院	令和5年8月1日		○	R7.4.1
9	地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立北部医療センター安佐市民病院	令和5年8月1日		○	
10	広島県厚生農業協同組合連合会広島総合病院	令和5年8月1日		○	
11	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター	令和6年4月1日		○	
12	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	令和5年8月1日		○	
13	医療法人財団竹政会福山循環器病院	令和5年8月1日			
14	公立学校共済組合中国中央病院	令和5年8月1日		○	
15	福山市民病院	令和5年8月1日		○	
16	独立行政法人国立病院機構福山医療センター	令和5年8月1日		○	
17	独立行政法人労働者健康安全機構中国労災病院	令和5年9月1日		○	
18	呉市医師会病院	令和5年9月1日			
19	国家公務員共済組合連合会呉共済病院	令和5年9月1日		○	
20	独立行政法人国立病院機構呉医療センター	令和5年9月1日		○	
21	一般社団法人三原市医師会三原市医師会病院	令和5年9月1日			
22	広島県厚生農業協同組合連合会尾道総合病院	令和5年9月1日		○	
23	尾道市立市民病院	令和5年9月1日		○	
24	三次地区医療センター	令和5年9月1日			
25	市立三次中央病院	令和6年4月1日		○	
26	荒木脳神経外科病院	令和7年3月1日			